

平成21年  
10月より

65歳以上の年金受給者で、  
住民税を納税されている方  
お知らせです。



# 住民税の年金からの 引き落としが始まります。

〈特別徴収制度〉

〈特別徴収制度〉とは、年金保険者  
が住民税を年金から引き落として  
市区町村へ直接納入することです。

現在、年金を受給されており住民税を納税する義務のある方には、年4回、役所(場)や金融機関などに出向き、住民税を納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から引き落とし、市区町村へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれるとともに、市区町村の事務の効率化が図られるものと見込まれます。

これまで



平成21年  
10月から



**新たな税負担が生じるものではありません。**

住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。